

富士見市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき令和6年度随時監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年3月25日

令和6年度

随時監查結果報告書

富士見市監査委員

令和6年度随時監査結果報告書

本随時監査(以下「監査」という。)は、富士見市監査委員監査基準(令和2年監査 告示第3号)に準拠している。

1 監査の対象

令和5年度(以下「前年度」という。)の定例監査対象課所のうち、次の2課を監査 対象課に選定した。

- (1) 協働推進部 協働推進課
- (2) 健康福祉部 高齢者福祉課

2 監査の着眼点及び主な実施内容

前年度の定例監査の結果、検出された事項について、その改善等措置状況の確認を行い、又必要に応じて質問を行い、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の日程及び実施場所

日 程 令和7年1月27日(月)

実施場所 第四会議室(監查委員事務局内)、市立水谷第3集会所

4 監査の結果

監査の結果、対象課所において、事務改善等の措置が図られ、施設においては適正に 管理されていた。

富士見市立集会所使用料の免除の決定において、一部で公平性を欠く決定がされていたことが確認された。

まとめ (意見)

監査の結果については、以上記述したとおりである。

今後においても、利用者の公平性を担保し快適に利用できるよう、適正な管理に務めていただくよう要望する。

以上、令和6年度随時監査結果報告とさせていただく。